乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	道北バス株式会社（法人番号8450001002208） 代表者松本神一	北海道旭川市近文町16丁目2698番地1	旭川営業所	北海道旭川市近文町16丁目2698番地の1	R5.05.15	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年3月14日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。（1）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第37条第1項）、（2）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（3）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第38条第1項）、（4）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第38条第1項）	0	0
	以下余白									